

## 埼玉県美里町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の 確認（家きん国内7例目）について

<環境省、埼玉県、群馬県同時発表>

令和3年12月7日（火）、埼玉県美里町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。この報告を受け、環境省が発生農場の周辺半径10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

### 1 経緯

- 12月6日（月） ・ 埼玉県美里町の養鶏場において、飼養鶏の異常（まとまって死亡）がみられたことから、当該農場から埼玉県に通報。埼玉県による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性と判明
- 12月7日（火） ・ 埼玉県がPCR検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
- ・ 環境省が発生農場の周辺半径10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

### 2 今後の対応

- (1) 環境省が埼玉県、群馬県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げられており、本県においても野鳥の監視強化を継続します。

### 3 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

(2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf))

**【取材について】**

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

**【参考情報】**

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

群馬県自然環境課HP (<https://www.pref.gunma.jp/04/e2300215.html>)

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS

